

都監第62号
令和元年8月27日

都城市長 池田 宜永 様

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 黒木 優一

平成30年度決算に係る都城市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年8月1日付け都財第266号で審査に付された都城市健全化判断比率及び都城市資金不足比率について、それぞれ審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度決算に係る都城市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づいて審査に付された会計について、平成 30 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 22 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、財務会計諸帳簿等とを照合し、必要に応じて関係職員の説明及び参考資料の提出を求めて、審査を行った。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠しており、その算定は適正であると認めた。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位 : %)

比 率 名	平成 30 年度 A	平成 29 年度 B	前年度比 A-B(%)	早期健全化基準(注 1)
				財政再生基準(注 2)
① 実質赤字比率(注 1)	— (△3.29)	— (△3.18)	(△0.11)	11.42 20.00
② 連結実質赤字比率(注 1)	— (△13.97)	— (△15.33)	(1.36)	16.42 30.00
③ 実質公債費比率	5.2	5.1	0.1	25.0 35.0
④ 将来負担比率(注 1)	— (△29.2)	— (△41.5)	(12.3)	350.0

(注 1) ①及び②の比率については算定した結果が赤字でないため、また、④の比率については算定した結果がマイナスとなるため、それぞれ「—」で表示した。なお、() 内は、いずれも算出した結果に基づく数値である。

(注 2) 「早期健全化基準」とは、財政の早期健全化を図るべき基準として、実質赤字比率(①)、連結実質赤字比率(②)、実質公債費比率(③)及び将来負担比率(④)のそれぞれについて定めた数値をいう（健全化法第 2 条第 5 号）。

(注 3) 「財政再生基準」とは、財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率(①)、連結実質赤字比率(②)及び実質公債費比率(③)のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして定めた数値をいう（健全化法第 2 条第 6 号）。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

ア 実質赤字比率

普通会計（一般会計及び整備墓地特別会計）の実質収支は、前年度と同様に黒字である。したがって、実質赤字比率としては算定されない。

なお、参考までに、実質赤字比率を算出するとマイナス 3.29%となり、前年度と比較すると 0.11 ポイント低下（財政健全性の向上）している。

イ 早期健全化基準等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「健全化令」という。）第 7 条第 1 号ハの規定に基づく早期健全化基準の数値（本市について算出した数値）は、11.42%である。

また、健全化令第 8 条第 1 号ハの規定に基づく財政再生基準の数値（市町村（特別区を含む。）における数値）は、20.00%である。

(2) 連結実質赤字比率について

ア 連結実質赤字比率

一般会計と特別会計（公営企業会計を含む。）を合わせた連結実質収支は、前年度と同様に黒字である。したがって、連結実質赤字比率としては算定されない。

なお、参考までに、連結実質赤字比率を算出するとマイナス 13.97%となり、前年度と比較すると 1.36 ポイント上昇（財政健全性の悪化）している。

イ 早期健全化基準等

健全化令第 7 条第 2 号ハの規定に基づく早期健全化基準の数値（本市について算出した数値）は、16.42%である。

また、健全化令第 8 条第 2 号ハの規定に基づく財政再生基準の数値（市町村（特別区を含む。）における数値）は、30.00%である。

(3) 実質公債費比率について

ア 実質公債費比率

一般会計、特別会計（公営企業会計を含む。）及び一部事務組合・広域連合（本市においては該当なし）を合わせて算出する実質公債費比率（平成 28 年度から 30 年度までの単年度比率の 3 か年の平均値）は、5.2%となっている。これを前年度と比較すると 0.1 ポイント上昇（財政健全性の悪化）している。

なお、類似団体（決算統計において、各地方公共団体間の比較を行うために、人口や産業構造により類型分類された地方公共団体）の実質公債費比率平均（平成 29 年度）は、5.3%であった。

また、県内 9 市の実質公債費比率平均（平成 29 年度）は、7.5%であった。

イ 早期健全化基準等

地方公共団体における健全化令第 7 条第 3 号の規定に基づく早期健全化基準の数値は 25.0%であり、同令第 8 条第 3 号の規定に基づく財政再生基準の数値は 35.0%である。

本市における実質公債費比率(5.2%)は、早期健全化基準の数値を下回っており、資金繰りは良好と評価することができる。

(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率

一般会計、特別会計（公営企業会計を含む。）、一部事務組合・広域連合（本市においては該当なし）及び地方公社・第3セクター等（都城市土地開発公社のみが該当）を合わせて算出する将来負担比率は、算式の分子について将来負担額から充当可能財源等を減じて算出するところ、本市においては、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、算定されない。

参考までに、将来負担比率を算出するとマイナス29.2%となり、前年度と比較すると12.3ポイント上昇（財政健全性の悪化）している。

なお、類似団体の将来負担比率平均（平成29年度）は、42.6%であった。また、県内9市の将来負担比率平均（平成29年度）は、63.7%であった。

イ 早期健全化基準

健全化令第7条第4号ロの規定に基づく市町村（注）における早期健全化基準の数値は、350.0%である。

（注）健全化令第7条第4号ロの規定に基づく「市町村」は、政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項）を除き、特別区を含む。

3 是正改善を要する事項

平成30年度の健全化判断比率は、以上のとおりであり、特筆すべき事項はない。

平成 30 年度決算に係る都城市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づいて審査に付された次に掲げる公営企業会計の平成 30 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

会 計 名	備 考
① 水 道 事 業 会 計	
② 公 共 下 水 道 事 業 会 計	法適用企業（注 1）
③ 農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	
④ 食 肉 セ ン タ 一 特 別 会 計	
⑤ 公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	
⑥ 工 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計	法非適用企業（注 2）
⑦ 御 池 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	
⑧ 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	
⑨ 電 气 事 業 特 別 会 計	

（注 1）「法適用企業」とは、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の規定により同法の規定の全部を適用する企業をいう。

（注 2）「法非適用企業」とは、公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 22 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、財務会計諸帳簿等とを照合し、必要に応じて関係職員の説明及び参考資料の提出を求めて、審査を行った。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠しており、適正であると認めた。

会計別の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

会計別資金不足比率の状況

会 計 名	資金不足比率（注）		経営健全化基 準	備 考（千円）
	平成 30 年度	平成 29 年度		
①水道事業会計	—	—	20.0%	30 年度 資金剩余额 3,569,543 29 年度 資金剩余额 4,000,468
②公共下水道事業会計	—	—		30 年度 資金剩余额 207,982 29 年度 資金剩余额 89,840
③農業集落排水事業会計	—	—		30 年度 資金剩余额 24,224 29 年度 資金剩余额 25,400
④食肉センター特別会計	—	—		30 年度 資金剩余额 0 29 年度 資金剩余额 0
⑤公設地方卸売市場事業特別会計	—	—		30 年度 資金剩余额 0 29 年度 資金剩余额 0
⑥工業用地造成事業特別会計	—	—		30 年度 資金剩余额 0 29 年度 資金剩余额 58,709
⑦御池簡易水道事業特別会計	—	—		30 年度 資金剩余额 4,963 29 年度 資金剩余额 0
⑧簡易水道事業特別会計	—	—		30 年度 資金剩余额 0 29 年度 資金剩余额 0
⑨電気事業特別会計	—	—		30 年度 資金剩余额 3,342 29 年度 資金剩余额 9,447

(注) 資金不足比率については、いずれも資金不足額がないため「—」で表示した。

2 個別意見

(1) 資金不足比率

法適用企業に係る特別会計（3会計）及び法非適用企業に係る特別会計（6会計）は、いずれも資金不足は生じておらず、したがって、資金不足比率は算定されない。

(2) 経営健全化基準

健全化法第 23 条第 1 項は、「地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（経営健全化基準）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（経営健全化計画）を定めなければならない。」と規定している。そして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 19 条は、経営健全化基準の数値を 20.0% と定めている。

3 是正改善を要する事項

平成 30 年度の資金不足比率は、いずれの公営企業についても資金不足は生じておらず、特筆すべき事項はない。